

二〇 團體協約法制定要求の件

提出 中央委員 會

↓ 説明 三木 治朗

左記要綱を具備せる團體協約法の制定を要し、日本労働組合會議の社會大衆黨と協力して之が實現を期す。

團體協約法要綱

一 本法に於て團體協約と稱するは本法第六に規定せる團體協約能力ある雇傭者並に雇傭者團體と被雇傭者との間に文書に依つて締結せる勞働條件の協約を言ふ。

二 團體協約の締結されたる場合における個人的契約は被雇傭者の利益となる部分に限り有效とす。

三 團體協約當事者は協約締結後、二週間以内に地方長官に届出らるものとす。

四 團體協約中の條項が同一行政區域内に於ける同一産業若くは職業の過半数に適用せらるゝに至りたるるとき、若くは同條項が被雇傭者の利益について重大なる價值を有するに至りたるるとき、該協約條項は協約に關係なき同一産業並びに職業にも適用さるべきものにして内務大臣は此旨一般に公示することを要す。

五 第四の適用を受くるものにして異議を有するものは適用することの不當なる事實を證明する書狀を添付し、二週間以内に行政裁判所に異議の申立をなすことを得。

六 雇傭者又は被雇傭者の團體にして、その定款に依つて決議並に執行の機關を有し、並にその召集方法を規定せるものは團體協約の能力あるものとす。但し被雇傭者の團體は左の條件を具備するを要す。

(一) ある一定の經營に所屬することを團體員の資格として規定せざること

(二) 雇傭者を團體員として、加入せしめざる自主獨立の團體なること

七 團體協約は期間の經過、若くは双方の同意によつて終了す。但し期間の定めなき場合は三月の豫告期間を以て解除することを得。

八 事業を譲り受けたる雇傭者、又は雇傭者團體並び